

平成29年第1回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第17号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議第18号 別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議第19号 別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議第20号 別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議第21号 別府市職員厚生会に関する条例の一部改正について
- 議第22号 別府市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議第23号 別府市税条例等の一部改正について
- 議第24号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第25号 別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第26号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第27号 大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第28号 別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正について
- 議第29号 別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第30号 別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議第31号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第32号 市有地の貸付けについて
- 議第33号 市有地の貸付けについて
- 議第34号 市長専決処分について

議第 17 号

別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この項目において「法」といいます。）の一部が改正され、(1)地方公共団体が行う個人番号の独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする法整備がされたこと、(2)法別表第 2 の改正及び同表の主務省令の一部改正により情報連携ができる事務及び特定個人情報が拡大されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 前項(1)に関し、法第 26 条で情報提供等の記録を定める法第 23 条が準用されたことから、条例で法第 23 条を引用する部分は、法 26 条で準用する場合を含むとする等の改正をします。（第 2 条関係、第 6 条関係）
- (2) 引用する法の条番号のズレに対応します。（第 5 条関係）
- (3) 条例別表第 2 に定める個人番号の独自利用事務の一部は、前項(2)により法別表第 2 及び同表の主務省令に規定されたことから、法別表第 2 に定める範囲で個人番号の独自利用ができることを定める条例第 4 条第 3 項の規定により、条例別表第 2 に定めることなく個人番号の独自利用ができるようになったため、条例別表第 2 から当該規定された事務及び特定個人情報を削ります。
- (4) その他条例別表第 2 に定める個人番号の独自利用事務で利用する特定個人情報の範囲の見直しをします。

3 施行期日 公布の日。一部は平成 29 年 5 月 30 日

4 担当課 総務部総務課

議第18号

**別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に
 関する条例及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に
 関する条例の一部改正について**

1 趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）により公職選挙法施行令の一部が改正され、消費税増税を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する費用に係る限度額が引き上げられたことに伴い、別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに別府市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を改定するため、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（次の表のとおり改正します。）

区分	現行	改正案
選挙運動用自動車の借入れ契約の場合の1日の限度額	15,300円	15,800円
選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合の1日の限度額	7,350円	7,560円
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額	510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数	525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数

第2条 別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正（次の表のとおり改正します。）

区分	現行	改正案
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額	7円30銭	7円51銭

3 施行期日 公布の日

4 担当課 選挙管理委員会

議第 19 号

別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）により地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正がされ、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護休業の分割取得及び介護のための所定労働時間短縮措置が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 深夜勤務及び時間外勤務を制限する場合の子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えます。(第 9 条関係)
- (2) 休暇の種類に介護時間を加えます。(第 12 条関係)
- (3) 介護休暇は、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を越えない範囲内で指定する期間において取得できるものとします。(第 16 条関係)
- (4) 介護時間は、要介護者の介護をするため、連続する 3 年の期間内において 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内）につき勤務しない休暇とし、勤務しない時間は給与額を減額します。(第 16 条の 2 関係)

3 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 20 号

別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）により地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正がされ、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大がされたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する育児休業の対象となる子に含まれる条例で定める者は、児童福祉法第 6 条の 4 第 1

号に規定する養育里親に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている児童とします。(第2条の2関係)

(2) 育児休業を取り消された者が再度育児休業することができる場合の条例で定める特別な事情として、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業の承認により育児休業が取消された場合で、当該承認に係る子の特別養子縁組の家事審判事件が成立せずに終了したとき及び養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたときを加えます。(第3条関係)

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業は、1日につき2時間から育児時間及び介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとします。(第9条第2項関係)

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第21号

別府市職員厚生会に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市職員厚生会に対する市の負担金を減額するため、条例を改正します。

2 議案の内容

市の負担金の額は、毎月会員が受ける給料の月額に1,000分の1(現行は1,000分の2)を乗じて得た額の合計額とします。

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第22号

別府市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の扶養手当の見直しがされた事情を考慮して、一般職の職員の扶養手当の見直しを行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 扶養手当の対象者である22歳までの子と孫は、同一区分でしたが、分離します。(第8条第2項関係)
- (2) 扶養手当の額を次のとおり改定します。(第8条第3項関係)

区分	現行	改正案
配偶者	13,000円	6,500円(給料表の8級職員は3,500円)
22歳までの子	7,000円(配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,500円)	10,000円
・22歳までの孫 ・60歳以上の父母及び祖父母 ・22歳までの弟妹 ・重度心身障害者		6,500円(給料表の8級職員は3,500円)
15歳から22歳までの子の加算額	5,500円	5,000円

- (3) 扶養手当の額の改定に伴い、届出が必要な場合及び額の改定の時期を整理します。(第9条関係)
- (4) 扶養手当の額の改定に関し、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの経過措置を設けます。(附則第2項から第4項関係)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- (1) 扶養手当の対象者である22歳までの子と孫の区分を分離します。(第4条第2項関係)
- (2) 給与の減額をする場合に介護時間を加えます。(第16条第2項関係)

3 施行期日 平成29年4月1日。15歳から22歳までの子の加算額の改定は平成33年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第23号

別府市税条例等の一部改正について

1 趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)の施行により、軽自動車税における環境性能割の導入時期が延期されたこと、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期が延期されたこと、

個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限が延長されたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長します。
- (2) 軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備をします。
- (3) 法人税割の税率及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴い、関係改正規定の施行期日を変更します。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 総務部課税課

議第24号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3章の規定が平成29年4月1日から施行されることに伴い、同章第12条に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を定めるため、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 登録建築物調査機関を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に改めます。(別表第6の63の項ほか)

- (2) 次の手数料を定めます。(別表第6の65、66及び67の項関係)

ア 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

ウ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当することを証する書面の交付に係る手数料

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 建設部建築指導課

議第25号

別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

入浴料を競輪開催日の午前7時から午後5時までの間は無料とする扱いを廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

次の別表備考第4項を削ります。

4 入浴料は、競輪開催日の午前7時から午後5時までの間は無料とする。

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 O N S E N ツーリズム部競輪事業課

議第26号

別府市国民健康保険税条例の一部改正について

1 趣旨

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を改定することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

国民健康保険税の基礎課税額の上限を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額の上限を「17万円」から「19万円」に改めます。(第3条、第25条関係)

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 総務部保険年金課

議第27号

大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市簡易水道事業給水条例の廃止に伴い、同条例を引用する部分について、条例を改正します。

2 議案の内容

条例第14条を次のように改めます。

第14条 この条例に定めるもののほか、飲料水供給施設の管理については、別府市簡易水道事業給水条例(平成9年別府市条例第33号)~~別府市水道事業給水条例(平成9年別府市条例第32号)~~の規定の例による。

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 生活環境部環境課

議第 28 号

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正について

1 趣旨

別府市温泉発電等対策審議会（以下この項目において「審議会」といいます。）を設置することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

審議会の設置に関し、次の事項等を定めます。

- (1) 温泉発電等の導入に伴う温泉その他地熱流体への影響の評価等を審議する別府市温泉発電等対策審議会を設置します。（第 23 条関係）
- (2) 審議会は、委員 8 人以内とし、委員の任期は 2 年とします。（第 24 条関係）
- (3) 審議会に会長及び副会長 1 人を置きます。（第 24 条関係）
- (4) 会議は、会長が招集し、議長となります。（第 25 条関係）
- (5) その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。（第 26 条関係）
- (6) 審議会委員の報酬及び費用弁償を定めます。（報酬は、日額 4,900 円）（附則第 2 項関係）

3 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

4 担当課 生活環境部環境課

議第 29 号

別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

天間・城島簡易水道事業を水道事業に統合すること及び剰余金の処分を定めることに伴い、条例を改正等します。

2 議案の内容

- (1) 題名を「別府市水道事業の設置等に関する条例」に改めます。
- (2) 事業を定める第 1 条において、天間・城島簡易水道事業を削ります。
- (3) 簡易水道事業の地方公営企業法の適用を定める第 2 条を「削除」とします。
- (4) 水道事業及び簡易水道事業を通じて 1 の特別会計を設ける規定を削り、剰

余金の処分方法等を定めます。(第5条関係)

(5) 別府市簡易水道事業給水条例を廃止します。

(6) 別府市給水条例及び別府市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例を引用しているため、その題名の変更に伴い、必要な改正をします。

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 水道局管理課

議第30号

別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について

1 趣旨

別府市職員の給与に関する条例の一部改正により扶養手当の見直しが行われること並びに地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)により地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正がされ、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護休業の分割取得及び介護のための所定労働時間短縮措置が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 扶養手当の対象者である22歳までの子と孫の区分を分離します。(第6条第2項関係)

(2) 給与の減額をする場合に介護時間を加えます。(第17条第2項関係)

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 水道局管理課

議第31号

市道路線の認定及び廃止について

1 趣旨

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

認定路線 板地 1 1 号線ほか 1 2 路線

廃止路線 荒巻 1 4 号線ほか 6 路線

3 担当課 建設部道路河川課

議第 3 2 号

市有地の貸付けについて

1 趣旨

市有地を貸し付けることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 市有地の所在及び貸付けの相手方

土地の所在	貸付けの相手方
別府市大字北石垣字横内 1 4 9 6 番 1 外 4 筆	学校法人別府大学

(2) 貸付けの理由

民間保育施設用地として

(3) 貸付期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

(4) 貸付料

無料

3 担当課 福祉保健部児童家庭課

議第 3 3 号

市有地の貸付けについて

1 趣旨

市有地を貸し付けることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 市有地の所在及び貸付けの相手方

土地の所在	貸付けの相手方
別府市上野口町 3 0 8 8 番 1 0 6 及び 3 0 8 8 番 1 7 9	社会福祉法人栄光園

(2) 貸付けの理由

民間保育施設用地として

(3) 貸付期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 貸付料

無料

3 担当課 福祉保健部児童家庭課

議第34号

市長専決処分について

1 趣旨

地獄蒸し工房鉄輪の指定管理者の指定を取り消すことに伴い、同施設の管理を委託するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成28年度別府市一般会計補正予算（第8号）

(2) 処分年月日 平成29年2月13日

3 担当課 O N S E N ツーリズム部観光課